

令和8年度生活習慣病予防健診実施機関の募集について

全国健康保険協会山口支部では、全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者を対象とした生活習慣病予防健診の実施機関を募集します。

1. 募集する健診実施機関

- ① 山口県内で健診を実施できる機関であること。
- ② 全国健康保険協会が定める「健診実施機関の選定基準」を満たしていること。
- ③ 生活習慣病予防健診のみで年度内に原則500件以上可能であること。
※応募地区及び近隣地域の健診実施機関数や受診可能人数等を総合的に勘案し、条件を緩和する場合があります。
- ④ インターネットを利用した費用の請求が可能であること。
- ⑤ 労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)結果データを提供できること。
XML形式またはCSV形式
- ⑥ 特定保健指導の契約を締結できること。
※現時点で特定保健指導の実施ができない場合であっても、中長期的に特定保健指導の実施に向けた体制を整えることができる場合は、その限りではない。

2. 委託する内容

一般健診、節目健診、乳がん検診、子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検査、喀痰細胞診、骨粗鬆症検査 ※詳細については「健診の基準」及び「健診費用の上限額及び自己負担率」をご覧ください。

3. 受付締切

令和7年10月31日(金)

※上記期間以外の提出も受付可能ですが、山口県内全事業所宛て送付される次年度の健診案内パンフレット等に掲載できかねます。

4. 契約までの流れ

- ① 下記担当まで電話にてご連絡願います。後日、実施要領・申請書等を送付いたします。
- ② 申請書及び各種必要書類を締切日までにご提出願います。
- ③ ご提出いただいた申請書等の書類選考を行います。
- ④ 実地調査の実施(書類審査後、選定基準、施設及び検査機器等の確認)調査を行います。
- ⑤ 実地調査後、総合的な審査を行ったうえで、契約可否を決定します。
- ⑥ 詳細な事務処理の打ち合わせを行った後、契約締結を行います。

5. 契約日

原則、半期に1度（4月1日または10月1日）

※応募地区及び近隣地域の健診状況を総合的に勘案し、条件を緩和する場合があります。

【お問合せ先】

全国健康保険協会山口支部

保健グループ 健診担当

TEL :083-974-1501（土日、祝日を除く8時30分から17時15分まで）

健診実施機関の選定基準

健診実施機関の選定にあたっては、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、協会けんぽが実施する事業に協力的で、次に掲げる基準を満たしていると認める医療機関を選定するものとする。

1 健診を実施する施設の基準

(1) 生活習慣病予防健診等を実施するために必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。

(2) 生活習慣病予防健診等を実施するために必要な医療設備を保有（リース契約等により調達することが明確に定められ、文書化され、かつ安定的に調達でき、自ら保有している場合と同等の実施体制が確立され、生活習慣病予防健診等事業を実施する上で特段の支障がないと認められる場合を含む。）していること。

なお、次の各号に掲げる場合については、自ら実施しない検査等に必要な医療設備を保有している必要はない。

一 検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診（人間ドック健診における乳腺超音波含む）、骨粗鬆症検診、眼底検査、眼圧検査の各検査及び読影の全部又は一部を再委託により実施する場合。

二 一般健診を実施することが可能な健診機関で、節目健診、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗鬆症検診の各検査等の全部又は一部を自ら実施することができず、かつ、近隣に再委託機関が存在しないなど再委託できない相当な理由があると認められる場合であって、加入者の受診機会を確保し、保険者として健診事業等を推進していく観点から、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると支部長が判断したとき。

三 要綱の「健診の基準」に定める胃部エックス線検査の実施が困難な場合であって、加入者の受診機会を確保する観点から、胃部エックス線検査に代えて胃部内視鏡検査のみ実施可能な健診機関についても、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると支部長が判断したとき。

(3) 原則として、毎日（休診日を除く。）健診が実施できる体制であること。

(4) 健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診に必要な更衣室を有していること。また、健診部門と一般診療部門が、壁やパーテーション等により物理的に分離されている又は時間帯の調整などの適切な方法により区分されていることが望ましい。なお、健診施設の改修や改築等（老朽化や経営上の理由等によるものであって、天災その他やむを得ない理由によるものを除く。）により、一時的にこれらの確保が困難になると見込まれる場合には、あらかじめ必要な措置を講じ、健診の実施に支障が生じない体制を確保できること。

(5) 検診車により検査を実施する場合は、上記（1）～（3）の基準を満たすこと。また、健診実施の際は、健診の受付、待合及び更衣スペースを確保し、受診者に不便が生じないよう配慮されていること。

(6) 人間ドック健診を実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

一 当該健診機関が健診団体連絡協議会において取りまとめられた「適切な健保連人間ドック健診に望まれる要件」について、協会けんぽが指定する団体から、認定等を受けていること。なお、当該認定等の取得に向けて、新規に申請を行う健診機関については、各団体での認定等に一定の期間を要することから、加入者の受診機会の確保を鑑み、当面の間、当該認定等に係る申請書を団体に提出していることを書面等で協会支部に提出することにより認定等の取得に代えることができる。ただし、この場合であっても、認定を取得した場合、遅滞なく協会支部にその旨を書面で通知すること。

二 人間ドック健診の健診当日に特定保健指導の初回面談を実施し、かつその継続的支援及び実績評価まで実施できる体制を有していること。

2 検査の精度管理

- (1) 検査の内部精度管理について、生化学検査等の検査に関してX-R管理図法等を用いた精度管理が毎日実施されていること。
- (2) 検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。日本医師会による臨床検査精度管理調査にあつては、協会が実施する生活習慣病予防健診の検査項目等に対応する各項目に「D」が無いこと及び参加項目修正点が概ね「90点」以上であること。
- (3) 前述の(2)に該当しない場合であっても、健診事業を継続して実施している健診機関については、改善指導を行うとともに、既に改善が行われている旨の文書を徴すること。
- (4) 検査の精度管理上の問題点があった場合は、適切な対応策が講じられること。
- (5) 検体の取扱い、操作、保守管理、チェック体制等について適切な管理体制がとられていること。

3 検査データの記録の管理体制

受診者の健診結果データ、エックス線フィルム等健診記録の管理(5年間保存)体制が整っていること。

4 受診者に対する生活指導、栄養指導等

- (1) 受診者に対する健診結果の説明、生活指導、栄養指導等に適切に対応できること。
なお、保健指導が必須項目である人間ドック健診以外の健診受診者に対する保健師等による生活指導、栄養指導等ができない場合は、協会支部の保健師等と協力体制をとること。
また、健診結果の説明、生活指導、栄養指導等を実施する際は、受診者のプライバシーに配慮した施設(部屋)を確保すること。
- (2) 受診者に対する健診結果は、健診実施後概ね14日以内に原則事業主を経由して通知できること。

5 連携医療機関の確保

精密検査が必要な者、治療が必要な者に対して、適切な措置のとれる連携医療機関を有すること。

6 その他

健診実施機関が保険医療機関の場合は、保険診療が適切に行われていることのほか、社会保険料の納付状況が良好であることなどを総合的に勘案し、健診実施機関としてふさわしいと認められること。

健診の基準

節目健診・一般健診共通項目

ア	診察等	問診 計測 視力検査 聴力検査 理学的検査	喫煙歴、服薬歴等（詳細は「標準的な質問票」参照） 身長、体重（標準体重、BMI）、腹囲 左・右（ランドルト氏環又は文字視標若しくは卓上型視力検査装置を使用した遠見視力検査） 左・右（オージオメーターを使用した1,000Hz及び4,000Hzの純音による検査） 胸部聴診、腹部触診（医師の判断により実施）、直腸検査（医師の判断により実施）
イ	血圧測定	坐位	
ウ	尿検査	糖半定量、蛋白半定量、潜血	
エ	糞便検査	免疫便潜血反応検査（2日法）（注1）	
オ	血液学的検査	末梢血液一般検査（ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数）	
カ	生化学的検査	空腹時血糖（注2）、総コレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、ALP、 γ -GT（ γ -GTP）、空腹時中性脂肪（注3）、尿酸、クレアチニン（eGFRによる腎機能の評価を含む）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（注4）	
キ	心電図検査	12誘導	
ク	胸部エックス線検査	1方向	
ケ	喀痰検査	喀痰細胞診。最低3日の畜痰又は3日の連続採痰（注5）	
コ	胃部エックス線検査	8枚以上。実施にあたっては「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル（日本消化器がん検診学会）」を参考にすること（注1）（注6）	
サ	眼底検査（一般健診においては、医師の判断により実施）（注7）		

(注1) 20歳、25歳、30歳の者には実施しない。また、35歳から39歳の者については省略可。

(注2) 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合は、HbA1cを測定すること。HbA1cを測定した場合は、空腹時血糖検査を実施したこととみなし空腹時血糖検査分の単価を請求すること。なお、やむを得ず空腹時血糖以外においてHbA1cを測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。

(注3) 脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪を測定すること。

(注4) 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする。

(注5) 問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上の者のうち希望者に実施する。なお、喫煙指数を事前に確認できる場合は当日実施（回収）も可とする。

(注6) 本人の希望等により胃部エックス線検査に代えて胃内視鏡検査を実施することができる。その場合の運用については、「対策型健診のための胃内視鏡検診マニュアル（日本消化器がん検診学会）」に準じること。

(注7) 眼底検査については、特定健康診査における医師の判断により実施される詳細な健診項目であることから、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき、以下の判定基準に該当する者のうち、医師の判断がある場合にのみ、一般健診と同時に実施することができる。なお、検査費用の請求は一般健診の費用請求とは別に眼底検査を単独で行ったものとして請求すること。また、検査は、手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影（フィルム2枚（現像含む））により実施すること。

「標準的な健診・保健指導プログラム」別紙2「詳細な健診」項目について（抜粋）

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する（基準に該当した者全てに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。（以下中略）			
(2) 眼底検査			
○ 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者*			
①血圧	a 収縮期血圧	140mmHg 以上	
	b 拡張期血圧	90mmHg 以上	
②血糖	a 空腹時血糖	126mg/dl 以上	
	b HbA1c (NGSP)	6.5% 以上	
	c 随時血糖	126mg/dl 以上	

* 眼底検査は、当該年度の特健康診査の結果等のうち、(2)①のうちa、bのいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特健康診査の結果等において、血糖検査の結果が(2)②のうちa、b、cのいずれかの基準に該当した者も含む。

3 節目健診追加項目

ア	尿検査	尿沈渣顕微鏡検査（赤血球、白血球、上皮細胞、円柱、その他）
イ	血液学的検査	血小板数、末梢血液像
ウ	生化学的検査	総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH
エ	眼底検査	手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影（フィルム2枚（現像含む））
オ	呼吸機能検査	フローボリュームカーブ（努力肺活量、1秒量、1秒率、%肺活量）
カ	腹部超音波検査	（断層撮影法、Bスコープ）（肝臓（脾臓を含む）、胆臓、腎臓、膵臓、腹部大動脈）

4 乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症検診

ア	乳がん検診	問診、視診（医師の判断により実施）、触診（医師の判断により実施）、乳房エックス線検査（内外斜位方向撮影）
(注)	40歳以上50歳未満の対象者については、内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。	
イ	子宮頸がん検診	問診、膣脂膏顕微鏡検査（スメア方式）
(注)	細胞診の検体自己採取は不可とする。	
ウ	骨粗鬆症検診	DXA法、MD法、CXD法、DIP法、SXA法、pQCT法、REMS法、超音波法

5 肝炎ウイルス検査

ア	肝炎ウイルス検査	HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出（省略可）
(注1)	HCV抗体検査は、HCV抗体価をウイルスの有無を判定するため高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いることとし、中力価及び低力価と判定された者については、HCV核酸増幅検査を実施すること。	
(注2)	HCV抗体の検出は、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。	

健診費用の上限額及び自己負担率

1 節目健診・一般健診共通項目（消費税込）

エックス線検査（胃部エックス線検査に代えて実施する胃内視鏡検査を含む。）は、受診者から①治療中（医師からの指示）②受診前に他の健診等で検査を実施している場合③アレルギー、妊産婦等④当日の体調（健診実施機関の医師等の判断）の場合以外は、原則、未実施とすることができない。

また、検査に着手したものの、正常に完了できなかった場合は、未実施の対象となる。

※ただし、検査が完了したにも関わらず、検査結果が判定不能等により設定できない場合を除く。

健診区分		一人当たり 健診費用の上限額	自己負担率
胸部・胃部ともに実施		19,635 円	0.28
未実施 エックス線検査が	胸部・胃部とも実施しない場合	8,107 円	0.28
	胸部を実施し、胃部のみ実施しない場合	9,735 円	0.28
	胃部を実施し、胸部のみ実施しない場合	18,007 円	0.28

健診区分	一人当たり 健診費用の上限額	自己負担率
眼底検査（一般健診で実施する場合のみ）	792 円	0.10
喀痰細胞診	2,090 円	0.28

（注1） 20歳、25歳、30歳の者は検査を行わないため、胃部エックス線検査未実施として取り扱う。

（注2） 胃部エックス線検査に代えて胃内視鏡検査を実施した場合、健診実施機関から協会支部への検査費用の請求については、胃部エックス線検査の直接撮影を行った場合として取り扱う。（※協会は健診実施機関において胃部エックス線検査を胃内視鏡検査に代えることにより生じる料金の差額を負担しない。）

（注3） 眼底検査については特定健康診査における医師の判断により実施される詳細な健診項目であることから、別紙1「健診の基準」により実施された場合は、眼底検査を単独で行ったものとして、一般健診と同時に請求するものとする。

（注4） 上記の「一人当たり健診費用の上限額」には、消費税額が含まれており、税込金額を計算（税抜単価×消費税）する際に、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

なお、自己負担額の計算については、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱の「5. 健診費用等」の規定に準じて計算するものとする。

2 節目健診追加項目（消費税込）

健診区分	一人当たり 健診費用の上限額	自己負担率
節目健診追加項目	9,911 円	0.28

上記の「一人当たり健診費用の上限額」には消費税額が含まれており、税込金額を計算（税抜単価×消費税）する際に、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

なお、自己負担額の計算については、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱の「5. 健診費用等」の規定に準じて計算するものとする。

3 乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症検診（消費税込）

健診区分		一人当たり健診費用の上限額	自己負担率
乳がん検診	50歳以上の対象者（乳房エックス線検査を内外斜位方向撮影で実施）	3,487円	0.28
	40歳以上50歳未満の対象者（乳房エックス線検査を内外斜位方向撮影及び頭尾方向撮影で実施）	6,072円	0.28
子宮頸がん検診		3,520円	0.28
骨粗鬆症検診	DXA法による腰椎撮影	3,960円	0.28
	DXA法による腰椎・大腿骨撮影	4,950円	0.28
	MD法、CXD法、DIP法、SXA法、pQCT法、REMS法	1,540円	0.28
	超音波法	880円	0.28

(注1) 上記の「一人当たり健診費用の上限額」には消費税額が含まれており、税込金額を計算（税抜単価×消費税）する際に、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

なお、自己負担額の計算については、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱の「5. 健診費用等」の規定に準じて計算するものとする。

(注2) 骨粗鬆症検診のDXA法による撮影が「腰椎」もしくは「腰椎・大腿骨同時」以外の場合は、一人当たり健診費用の上限額を1,540円とする。

4 肝炎ウイルス検査（消費税込）

健診区分	一人当たり健診費用の上限額	自己負担率
HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出（省略可）	1,914円	0.28
HCV核酸増幅検査	4,807円	0.00

(注) 上記の「一人当たり健診費用の上限額」には消費税額が含まれており、税込金額を計算（税抜単価×消費税）する際に、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

なお、自己負担額の計算については、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱の「5. 健診費用等」の規定に準じて計算するものとする。

5 一部の検査項目を実施しなかった場合

前記1・2の「一人当たり健診費用の上限額」以下の額で契約した健診費用（消費税込）から、下記「未実施減額単価表」に規定する検査項目を実施しなかった場合、当該検査費用を、それぞれ差し引いた額とする。また、特定健診として国への報告が必須である検査項目の実施は必須であるため、医師の判断及びやむを得ない理由により検査を実施できなかった場合（生理中等）以外の未実施減額は認められない。

また、検査に着手したものの、正常に完了できなかった場合は、未実施減額の対象となる。ただし、検査が完了したにも関わらず、検査結果が判定不能等により設定できない場合を除く。

なお、自己負担額については、減額後の健診費用（消費税込）に前記1・2の「自己負担率」を乗じて得た額とする。

未実施減額単価表（消費税別）

(1) 節目健診・一般健診共通項目

検査項目	検査費用
聴力検査	400 円
尿検査（糖半定量・蛋白半定量・潜血）	260 円
糞便検査（免疫便潜血反応検査）（1回につき）	370 円
末梢血液一般検査	1,860 円
* 血糖	110 円
* 総コレステロール	170 円
* AST（GOT）	170 円
* ALT（GPT）	170 円
* アルカリフォスファターゼ	110 円
* γ -G T（ γ -G T P）	110 円
* 中性脂肪	110 円
* 尿酸	110 円
* クレアチニン	110 円
* HDL-コレステロール	170 円
心電図検査（12誘導）	1,300 円
採血	400 円

(注1) 尿検査（糖半定量・蛋白半定量・潜血）において、どれか1つでも未実施であれば、尿検査は未実施減額の対象となる。

(注2) 20歳、25歳、30歳の者は検査を行わないため、糞便検査（免疫便潜血反応検査）未実施として取り扱う。

1～4項目を実施しなかった場合は、合算額
5～7項目を実施しなかった場合は、930 円
8～9項目を実施しなかった場合は、990 円
10項目すべてを実施しなかった場合は、2,890 円

(注2) 「*」印については上図によることとする。
減額金額は、実施しなかった検査内容の合算額に消費税率を乗じて得た額とする（1円未満切り捨て）。

(2) 節目健診追加項目

検査項目	検査費用
尿検査	360 円
血液学的検査	460 円
生化学的検査	930 円
眼底検査	720 円
呼吸機能検査	2,400 円
腹部超音波検査	5,300 円

(注) 減額金額は、実施しなかった検査内容に応じた額に消費税率を乗じて得た額とする（1円未満切り捨て）。